

令和7年9月19日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

埼玉県知事 大野元裕

様式第4号

登録番号	10	登録年月日	平成14年8月8日				
登録検査機関の名称	ほくさい農業協同組合						
代表者氏名	代表理事組合長 大塚 宏						
主たる事務所の所在地	埼玉県羽生市東七丁目15番地3						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産裸麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
埼玉県	柴寄 秀光	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、 <u>そば</u>	K1128209				
	小谷野 諭	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、 <u>そば</u>	K1128214				
	萩原 智史	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、 <u>そば</u>	K1128216				
	向井 慶光	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、 <u>そば</u>	K112022011				
	加藤 善貴	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、 <u>そば</u>	K112022012				
備 考	農産物検査員が検査を行う農産物の種類の追加(5名)						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。